

非農地証明について

登記簿地目が農地であっても、その現況が非農地であれば非農地証明申請をすることができます。

※その土地が自然に非農地化(山林、原野化)した場合、過去に転用許可を受けたが、地目変更の手続きを行っていない場合は非農地証明申請ができます。人が手を掛けて非農地化した場合は非農地証明申請はできません。

1. 非農地証明申請の流れ

農業委員会へ非農地証明申請(締切日は毎月25日(25日が休日の場合はその前日か前々日))

↓
農業委員会で書類審査

↓
農業委員による現地調査(申請人又は申請代理人の立ち会いが必要)

↓
農業委員会総会にて審議(農業委員会総会は毎月8日前後)

↓
許可の場合
申請者へ許可指令書交付

↓
不許可の場合
申請者へ不許可の旨通知

↓
地目変更の手続き

2. 添付書類

全部事項証明書 } 法務局にて取得 (全部事項証明書 1筆700円 公図 1図面500円)
公図

申請地の現況写真

過去に転用許可を受けている場合は、許可指令書の写し

※許可指令書交付、不許可の旨通知までが農業委員会の事務となります。地目変更につきましては、司法書士等にご相談のうえ手続きを行ってください。

※申請書は、仙北市HPからダウンロードできます。また、農業委員会事務局に設置していますので、ご相談ください。